

## 横浜町法定外公共物占用許可条件書（一般条件）

令和8年6月22日制定

- 1 横浜町法定外公共物管理条例施行規則(平成17年3月22日規則第2号)を遵守すること。
- 2 工事完了後、速やかに完了届を町長に提出し、検査を受けること。なお、完了届には、着工前、工事中、竣工後の写真を添付すること。
- 3 法定外公共物の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。
- 4 占用物件の異状により、法定外公共物の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を法定外公共物管理者に報告すること。
- 5 占用物件の占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときは、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告すること。
- 6 法定外公共物占有者は、遵守すべき個別法令、条例、規則、ガイドライン等及び当該法令等において定められた維持管理基準を遵守すること。
- 7 占用許可条件等の義務を適切に履行していることを把握するため、法定外公共物管理者から占用物件の維持管理の状況等について報告を求められた場合にはこれに応じること。また、法定外公共物管理者が法定外公共物占有者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う場合には応じること。
- 8 法定外公共物管理者から、法定外公共物占有者が適切な維持管理を行っていないと認め、その是正のため損傷箇所の修繕のほか類似事象の未然防止のため、当該損傷箇所と類似の条件下にある占用物件の点検等の実施及びその結果の報告等を命ぜられた場合にはこれに応じること。

## 横浜町法定外公共物占有許可条件書（特記条件）

令和8年6月22日制定

- 1 占有許可を受けた法定外公共物の占有の期間が5年を超える電柱、電線（これら物件と一体となって機能する占有物件を含む。）及び水管、下水道管その他これらに類するもの（これら物件と一体となって機能する占有物件を含む。）並びに跨道橋。
  - ・ 当該許可を受けた日から起算して5年を経過したときには、当該占有物件の安全性を確認した旨を報告すること。
  - ・ 占有物件の点検の実施状況等その他の当該占有物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者が必要と認めるものについて、法定外公共物管理者に報告すること。
- 2 事前対策物件  
気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には、占有物件が落下、倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じること。
- 3 法定外公共物区域外の土地に設置された柱類に添架される突出看板等  
法定外公共物の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど適切に維持管理すること。